

上川森林認証協議会

# 森林管理計画書

SGSJP-041

SGSJP-SGEC-COC-147



SGEC/31-22-1372

SGEC/31-32-1372

令和6年5月作成

上川森林認証協議会

# I. 上川森林認証協議会登録森林管理計画の概要

## 1. 森林の所有者

### ① 上川森林認証協議会

構成員 74 団体

- 市町村（23） ※FM認証取得
  - ・愛別町・旭川市・音威子府村・上川町・上富良野町・剣淵町・士別市・占冠村
  - ・下川町・鷹栖町・当麻町・中川町・中富良野町・名寄市・美瑛町・東神楽町
  - ・東川町・比布町・美深町・富良野市・幌加内町・南富良野町・和寒町
  
- 森林組合（12） ※FM認証とCOC認証取得
 

・旭川市森林組合（受託者 1,048 名）	・上川町森林組合（受託者 136 名）
・上川北部森林組合（受託者 1,236 名）	・士別地区森林組合（受託者 552 名）
・下川町森林組合（受託者 265 名）	・鷹栖町森林組合（受託者 182 名）
・当麻町森林組合（受託者 329 名）	・美瑛町森林組合（受託者 671 名）
・東川町森林組合（受託者 238 名）	・富良野地区森林組合（受託者 964 名）
・南富良野町森林組合（受託者 134 名）	・和寒町森林組合（受託者 240 名）

※私有林の森林所有者数 5,743 名                      (受託者延べ人数 5,995 名)
  
- 法人及び個人（39） ※COC認証取得のみ
  - ・有限会社三孝木材・有限会社白井木材・協同組合大雪・有限会社滝田木材
  - ・北森協同組合・北海カラマツ加工企業組合・山本組木材株式会社
  - ・有限会社久保木材・小林木材工業有限会社・有限会社内田木材
  - ・上川北部森づくり協同組合・谷口木材株式会社・美深林産協同組合
  - ・有限会社佐野林業・近井木材産業株式会社・齊藤重興業・有限会社西村木材
  - ・越智重機林業・有限会社誉林業・上川中部森林整備事業協同組合
  - ・旭東林産協同組合・東邦木材工業株式会社・麻生木材工業株式会社
  - ・株式会社斉藤工業所・緑川木材株式会社・有限会社井内木材・西出木材有限会社
  - ・株式会社みどり・有限会社佐藤木材・水沼林業・株式会社H&M
  - ・長原造材有限会社・株式会社アンビエンテ丸大・有限会社オキツ産業
  - ・びえいからまつ協同組合・株式会社アルバトロス・有限会社上松産業
  - ・遠藤工業有限会社・下川たてじま林産株式会社

## 2. 森林の管理者

①上川森林認証協議会 会長 中瀬 亘

【事務局所在地】 北海道旭川市工業団地3条1丁目2番15号

旭川市森林組合内 ( ☎ 080-9616-3090 )

## 3. 認証森林区域

①北海道 上川南部地域森林計画区内、上川北部地域森林計画区内、石狩空知地域森林計画区（幌加内町のみ）内民有林

## 4. 対象森林面積

面積 91,716 ha

森林所有者 5,766名 ( 公有林23名+私有林 5,743名 )

管内23の全市町村と12の森林組合が引き続き、上川森林認証協議会と『上川森林認証協議会「持続可能な森林の管理・経営」の推進（SGEC森林認証取得等）に関する協定書』を結び、同時に、森林組合では、参加意志を表明した私有林所有者と5年間の「森林経営委託契約」を締結して、施業の集約化・団地化による除間伐等の計画的実施を進め、地域森林の適正な管理と、緑の循環を基本とした森林管理体制の構築に努めている。

### 【林道の整備状況】

別冊「上川総合振興局管内民有林林道台帳」

## 【森林の概況・内訳】

(令和 6 年 3 月末現在)

※調査簿面積は令和 5 年 3 月 31 日末

市町村	所有区分	人数	面積 (ha)	内 訳			人工 林率 (%)	蓄積 (m <sup>3</sup> )	年 間 成長量 (m <sup>3</sup> )
				人工林	天然林	その他			
旭川市	私有林	717	5,184.38	3,444.67	1,655.22	84.49	66.4	1,007,755	18,584
	公有林	1	1,382.07	717.70	647.83	16.54	51.9	281,725	3,986
鷹栖町	私有林	182	1,731.29	838.11	855.73	37.45	48.4	279,977	5,204
	公有林	1	622.87	247.01	363.20	12.66	39.7	95,015	1,719
比布町	私有林	165	1,152.88	641.35	494.45	17.08	55.6	196,457	3,416
	公有林	1	388.40	152.13	236.27	0.00	39.2	58,686	1,004
東神楽町	私有林	166	1,077.63	803.75	214.39	59.49	74.6	288,971	4,507
	公有林	1	15.31	12.31	3.00	0.00	80.4	3,980	53
美瑛町	私有林	671	6,751.02	4,985.91	1,536.82	228.29	73.9	1,349,776	32,786
	公有林	1	1,623.37	1,085.85	470.60	66.92	66.9	322,787	6,012
東川町	私有林	238	1,896.59	1,268.32	622.34	5.93	66.9	480,841	6,422
	公有林	1	1,057.60	479.12	564.44	14.04	45.3	262,648	3,005
当麻町	私有林	329	1,599.97	1,053.27	497.81	48.89	65.8	324,455	5,900
	公有林	2	4,792.50	1,559.77	3,197.73	35.00	32.5	1,001,357	13,506
愛別町	私有林	0	0.00	0.00	0.00	0.00	-	0	0
	公有林	1	480.08	164.69	315.39	0.00	34.3	78,016	1,000
上川町	私有林	136	1,269.73	556.46	639.19	74.08	43.8	261,277	3,966
	公有林	1	2,018.92	684.32	1,302.20	32.40	33.9	369,192	5,293
上富良野町	私有林	292	3,614.52	2,642.79	767.92	203.81	73.1	946,253	13,288
	公有林	1	184.57	154.19	27.98	2.40	83.5	52,936	674
中富良野町	私有林	204	2,498.57	1,357.14	1,043.13	98.30	54.3	502,435	8,869
	公有林	1	88.54	70.02	18.52	0.00	79.1	29,080	305
富良野市	私有林	325	2,822.03	1,925.57	805.91	90.55	68.2	736,235	10,207
	公有林	2	921.10	517.85	394.57	8.68	56.2	281,794	3,416
南富良野町	私有林	134	2,057.78	1,361.27	570.00	126.51	66.2	479,279	7,324
	公有林	1	2,160.16	861.48	1,261.10	37.58	39.9	500,828	7,022
占冠村	私有林	143	1,529.93	628.21	883.42	18.30	41.1	311,838	4,919
	公有林	1	2,165.56	827.52	1,334.61	3.43	38.2	517,419	7,876
和寒町	私有林	240	2,127.61	1,130.16	932.49	64.96	53.1	332,864	6,882
	公有林	1	921.16	385.70	530.85	4.61	41.9	140,486	2,386
剣淵町	私有林	142	1,561.65	862.28	677.95	21.42	55.2	233,030	5,969
	公有林	1	461.78	229.26	230.43	2.09	49.6	114,229	1,630
士別市	私有林	410	5,496.35	2,973.00	2,442.57	80.78	54.1	876,448	18,155
	公有林	1	2,226.61	1,491.44	730.82	4.35	67.0	503,166	6,596
名寄市	私有林	731	7,342.71	4,771.41	2,387.57	183.73	65.0	1,307,728	27,529
	公有林	1	2,477.46	1,443.61	935.87	97.98	58.3	464,584	9,424
下川町	私有林	265	3,433.22	2,054.32	1,363.87	15.03	59.8	652,836	12,589
	公有林	1	4,438.56	2,724.58	1,697.82	16.16	61.4	920,321	18,161
美深町	私有林	345	3,990.02	2,433.72	1,489.22	67.08	61.0	626,138	15,009
	公有林	1	1,013.03	499.27	505.08	8.68	49.3	142,378	3,209
音威子府村	私有林	65	444.79	206.47	232.82	5.50	46.4	42,864	1,298
	公有林	1	677.76	442.08	224.65	11.03	65.2	96,887	2,733
中川町	私有林	95	752.38	417.69	315.37	19.32	55.5	85,010	2,553
	公有林	1	2,108.57	817.88	1,204.39	86.30	38.8	258,887	5,868
幌加内町	私有林	0	0.00	0.00	0.00	0.00	-	0	0
	公有林	1	1,154.61	212.14	876.51	65.96	18.4	124,591	1,772
合計	私有林	5,995	58,335.05	36,355.87	20,428.19	1,550.99	62.3	11,322,468	215,379
	公有林	25	33,380.59	15,779.92	17,073.86	526.81	47.3	6,620,989	106,652
	計	6,020	91,715.64	52,135.79	37,502.05	2,077.80	56.8	17,943,458	322,030

※重複があるので、私有林の所有者は 5,743 名、公有林は 23 となる。

## 5. 齢級別森林資源の構成

【樹種・齢級別資源構成表】

上段：面積 (ha) / 下段：蓄積 (m<sup>3</sup>)

(令和6年3月末現在)

樹種 齢級	人 工 林						天然林	無立木地	合計
	カラマツ	トドマツ	エゾマツ	他針葉樹	広葉樹	小計			
1	1,813.50	339.12	41.17	323.32	72.51	2,589.62	2.86	753.38	3,345.86
	27,542	1,353	19	2,023	-	30,937	-	-	30,937
2	1,720.42	506.92	114.60	385.23	122.31	2,849.48	169.05	469.55	3,488.08
	86,390	10,253	727	7,804	-	105,173	-	-	105,173
3	1,343.53	321.05	321.91	166.85	114.08	2,267.42	180.15	203.37	2,650.94
	144,198	16,323	6,516	15,675	5,717	188,428	4,609	-	193,037
4	933.39	259.88	729.90	263.14	109.85	2,296.16	165.68	103.60	2,565.44
	158,369	23,605	27,638	37,027	9,292	255,930	4,250	-	260,180
5	534.91	197.92	838.11	385.80	107.38	2,064.12	170.68	85.55	2,320.35
	111,957	23,648	52,806	66,425	12,556	267,392	6,392	-	273,784
6	573.75	91.03	775.92	243.09	176.27	1,860.06	228.47	83.13	2,171.66
	133,214	14,069	80,493	45,687	30,728	304,191	11,999	-	316,190
7	504.99	274.93	837.35	414.37	432.79	2,464.43	434.47	36.27	2,935.17
	131,928	53,907	127,243	89,702	89,652	492,432	24,655	-	517,087
8	620.30	1,283.53	471.71	357.07	378.58	3,111.19	461.41	65.90	3,638.50
	177,093	294,743	88,089	97,494	89,887	747,305	29,715	-	777,020
9	735.56	2,643.75	586.04	242.42	219.78	4,427.55	610.41	140.25	5,178.21
	216,645	695,181	133,003	71,238	55,864	1,171,931	50,442	-	1,222,373
10	1,881.69	2,773.62	158.50	318.19	108.75	5,240.75	1,274.94	45.46	6,561.15
	612,496	810,006	43,800	132,314	26,038	1,624,653	101,370	-	1,726,023
11	5,710.86	3,555.09	176.36	374.28	125.64	9,942.23	1,892.00	37.61	11,871.84
	1,961,788	1,153,667	59,623	154,545	25,823	3,355,446	159,257	-	3,514,703
12	3,540.32	2,278.20	20.08	286.61	75.66	6,200.87	1,876.71	21.65	8,099.23
	1,259,587	759,163	7,179	109,649	13,260	2,148,838	177,699	-	2,326,537
13	1,869.39	1,498.27	4.07	162.61	49.76	3,584.10	2,135.19	9.95	5,729.24
	606,780	469,823	1,501	63,479	7,898	1,149,481	228,202	-	1,377,683
14	1,186.24	552.05	4.60	42.33	52.56	1,837.78	3,028.19	18.19	4,884.16
	406,277	171,274	1,698	18,889	5,931	604,070	332,082	-	936,152
15	513.01	163.45	1.36	20.37	20.92	719.11	3,628.51	0.44	4,348.06
	179,018	59,943	625	10,759	2,758	253,104	440,455	-	693,559
16	144.02	60.10	0.00	4.75	3.66	212.53	4,050.03	0.17	4,262.73
	51,332	22,199	-	2,051	644	76,226	525,541	-	601,767
17	137.36	67.61	5.64	4.78	4.22	219.61	4,172.84	0.79	4,393.24
	51,606	24,350	2,222	2,539	681	81,398	560,025	-	641,423
18	5.44	131.91	0.00	4.08	1.78	143.21	3,918.60	0.00	4,061.81
	2,143	41,471	-	1,522	182	45,318	540,134	-	585,453
19	0.00	81.54	0.43	1.93	16.40	100.30	2,737.81	0.00	2,838.11
	-	37,576	261	923	1,728	40,489	441,345	-	481,833
20以上	1.19	3.24	0.00	0.84	0.00	5.27	6,364.05	2.54	6,371.86
	404	1,663	-	459	-	2,526	1,360,018	-	1,362,544
計	23,769.87	17,083.21	5,087.75	4,002.06	2,192.90	52,135.79	37,502.05	2,077.80	91,715.64
	6,318,766	4,684,216	633,442	930,205	378,639	12,945,267	4,998,190	-	17,943,458

## 6. 森林の沿革・概要

### (1) 地域の概況（上川南部地域・上川北部地域・石狩空知地区地域森林計画区）

上川総合振興局管内は、北海道のほぼ中央に位置し、地形は南北に細長く、その総面積は10,619km<sup>2</sup>で全道面積の12.7%を占めております。

管内の中央には北海道の屋根といわれる旭岳（2,291m）を主峰とする大雪山系が、北には天塩山系と北見山系が走行し、さらには夕張山系と日高山系が走行し、それぞれ広大な上川、名寄、富良野の各盆地を形成しています。

河川は、大雪山に源を發する石狩川が中央部を貫流し、北には天塩岳に源を發する天塩川が縦断しており、南部には石狩川の支流である空知川が流れ、豊かな森林と水に恵まれた広大な沃野をつくりだしています。

気候は、周囲が山々に囲まれた内陸地帯の盆地であるため、冬季と夏季の寒暖の差が極めて大きい内陸性気候で、最低気温-41.0℃（旭川：明治35/1/25）、最高気温36.8℃（上富良野：平成26/6/4）を記録しております。

この最低気温は、気象官署が観測した日本の気温で最も低い気温となっています。また、旭川地方気象台（旭川地点）観測の年間平均値（1991～2020）は気温7.2℃、降水量1,104mm/年、風速3.0m/S、日照時間1,567時間/年となっています。

管内は、稲作を中心とした農業が盛んな地域であるとともに、豊かな森林資源にも恵まれ、家具、木材・木製品、パルプ・紙などの主要生産地にもなっています。

また、周辺に層雲峡、旭岳・天人峡、白金、十勝岳などの温泉地を有し、旭山動物園や富良野のラベンダー畑、美瑛の丘の景観などの全国的にも人気のある観光地があります。大雪山の高山帯には、日本でここだけか、ごく限られた地域でしか見られない動物が生息しています。ナキウサギはその代表的なもので、ウスバキチョウ、アサヒヒョウモンなども、日本では大雪山にしか生息しておりません。

管内の森林面積は808千haで、全道森林面積の14.6%にあたります。所管別にみると、国有林57.9%、道有林14.6%、市町村有林4.2%、その他民有林23.3%となっています。そのうち一般民有林（その他民有林と市町村有林を合わせたもの）の森林面積は222千ha、林種別にみると、人工林36.5%、天然林61.7%、無立木地等1.8%となっています。

一般民有林の森林蓄積は41,420千m<sup>3</sup>となっており、1ha当たり蓄積は187m<sup>3</sup>で、全道平均の160m<sup>3</sup>を大きく上回っています。

一般民有林における人工林の樹種の構成は、カラマツ41.0%、トドマツ34.4%、エゾマツ11.6%、その他針葉樹8.6%、広葉樹4.4%となっており、人工林の齡級構成はXI齡級（18.9%）がピークで、X～XII齡級が全体の41.4%を占め、資源が充実し利用期に入りつつあります。

当管内では、これら伐採適期のカラマツ・トドマツ資源を有効に活用して、地域材のブランド化などで当地域の森林に魅力的な付加価値を持たせることを目指すため、管内の全市町村と森林組合が一体となって「上川森林認証協議会」を設立して、平成31年度に森林認証を取得することにより、集約化の推進と適正な森林施業の促進を図りながら、認証材の安定供給に努めている。

【上川管内の森林認証取得状況】 単位：ha 令和6年3月末現在（森林面積は令和4年4月1日現在）

市町村数	森林面積	森林認証取得状況							認証率
		認証制度	国有林	道有林	一般民有林			認証林合計	
					市町村有林	大企業有林	私有林		
23	808,496	SGEC		118,430	33,381	14,989	58,335	225,135	28.45%
		FSC	503		4,405	154		5,062	
		計	503	118,430	37,786	15,143	58,335	230,197	

(R4.4.1)

(市町村有林、私有林はR5/3/31現在)

(左記以外はR2/3/31現在)

(2) 対象森林の現況

「上川森林認証協議会」（以下「協議会」という）は、平成30年6月に上川総合振興局管内の市町村と森林組合及びCOCを取得する企業等が連携を強化し、地域の森林整備や林業の振興・活性化に資することを目的に活動を続けるために設立されたもので、平成31年1月にSGEC森林認証制度を通じて「持続可能な森林の管理・経営の推進に関する協定」を締結し、統一した管理方針の下で、地域森林の一元的な管理・経営を行うための組織体制を整備してきており、事務局は旭川市森林組合内に設置されている。

現在、申請の認証対象となる森林は、上川南部地域・上川北部地域・石狩空知地区地域森林計画区（幌加内町のみ）内の民有林で、「協議会」で組織される管内市町村の23行政団体が所有する市町村有林33,381ha及び、管内12森林組合と「森林経営委託契約」により、協議会の「森林づくり基本指針」等に従いSGEC森林認証基準・指標を遵守し、所有林の管理及び施業を実施することに同意した私有林所有者5,743名が所有する森林58,335haである。

今年度の対象森林面積は91,716haで、森林の内訳は、人工林が52,136ha、天然林が37,502haで、人工林率56.8%と全道平均を上回っており17,943km<sup>3</sup>の蓄積量となっている。

樹種別森林資源の構成では、人工林ではカラマツが23,770ha（46%）、トドマツ17,083ha（33%）、エゾマツが5,088ha（10%）を占め、年齢別構成では、カラマツ、トドマツともに、XI年齢級がピークで、カラマツとトドマツのIX～XIII年齢級は、面積では26,487haと約65%を占め、蓄積では全体の78%を占めている。

このような状況から、当面は人工林を主体とした間伐等保育施業の計画的・集約的実行を図り、将来的には伐期・伐採箇所の分散・長期化に取組み、林齢の平準化と森林資源の保続に配慮した森林管理を進めていくことが必要である。

また、対象森林は、上川南部地域・上川北部地域・石狩空知地区地域森林計画により、地域の特性や森林資源の状況ならびに森林に関する自然的条件及び社会的要請等を総合的に勘案し、重視すべき機能に応じて「水源涵養林」、「山地災害防止林」、「生活環境保全林」、「保健・文化機能等維持林」、「木材等生産林」に区分されており、対象森林における木材生産機能林が全体の40.1%を占めている。

保安林の指定面積は15,620haで、内訳は水源涵養保安林が10,423ha（66.7%）で最も多く、土砂流出防備保安林が4,071ha（26.1%）、干害防備保安林606ha（3.9%）、防風保安林375ha（2.4%）、土砂崩壊防備保安林140ha（0.9%）などである。

## 【森林利用区分別森林資源状況】

単位：ha 令和6年3月末現在

森林利用区分	人工林	天然林	その他	合計	
水源涵養林	25,737.20	20,763.69	1,096.49	47,597.38	51.9 %
山地災害防止林	3,259.22	2,832.63	23.70	6,115.55	6.7 %
生活環境保全林	151.61	36.06	0.00	187.67	0.2 %
保健・文化機能等維持林	415.33	612.27	4.27	1,031.87	1.2 %
木材等生産林	22,564.35	13,254.80	940.30	36,759.45	40.1 %
計	52,127.71	37,499.45	2,064.76	91,691.92	
分類なし	8.08	2.60	13.04	23.72	0.0 %
合計	52,135.79	37,502.05	2,077.80	91,715.64	

## 【保安林指定状況】

単位：ha 令和6年3月末現在

種類	人工林	天然林	その他	合計	
水源涵養保安林	4,776.53	5,585.46	60.95	10,422.94	66.7 %
土砂流出防備保安林	1,815.14	2,248.05	7.96	4,071.15	26.1 %
土砂崩壊防備保安林	67.25	71.88	1.36	140.49	0.9 %
防風保安林	307.16	63.90	4.42	375.48	2.4 %
水害防備保安林	-	0.90	-	0.90	0.0 %
干害防備保安林	210.40	391.83	3.84	606.07	3.9 %
保健保安林	0.16	2.97	-	3.13	0.0 %
合計	7,176.64	8,364.99	78.53	15,620.16	

## 7. 対象の森林の管理体制

## (1) 管理体制

「協議会」は、上川総合振興局管内の全市町村（23）及び森林組合（12）と森林経営委託契約を締結し、森林認証取得に同意した5,743名の上川管内に山林を所有する森林所有者からなる森林管理グループで、「SGEC森林認証制度」を通じて「持続可能な森林の管理・経営」を集団的に推進することを目的として、「多くの森林所有者の森林を一元的に且つ適正に管理」するため、組織・責任体制等必要な要件を下記のとおり整えている。

## 1) 森林管理者（組織）

ア. 組織名：上川森林認証協議会

構成

## 【市町村 23】

愛別町、旭川市、音威子府村、上川町、上富良野町、剣淵町、士別市、占冠村、下川町、鷹栖町、当麻町、中川町、中富良野町、名寄市、美瑛町、東神楽町、東川町、比布町、美深町、富良野市、幌加内町、南富良野町、和寒町

## 【森林組合 12】

旭川市森林組合、上川町森林組合、上川北部森林組合、士別地区森林組合、

下川町森林組合、鷹栖町森林組合、当麻町森林組合、美瑛町森林組合、  
東川町森林組合、富良野地区森林組合、南富良野町森林組合、和寒町森林組合

【法人及び個人 39】※COC認証のみ

有限会社三孝木材、有限会社白井木材、協同組合大雪、有限会社滝田木材、  
北森協同組合、北海カラマツ加工企業組合、山本組木材株式会社、  
有限会社久保木材、小林木材工業有限会社、有限会社内田木材、  
上川北部森づくり協同組合、谷口木材株式会社、美深林産協同組合、  
有限会社佐野林業、近井木材産業株式会社、齊藤重興業、有限会社西村木材、  
越智重機林業、有限会社誉林業、上川中部森林整備事業協同組合、  
旭東林産協同組合、東邦木材工業株式会社、麻生木材工業株式会社、  
株式会社斉藤工業所、緑川木材株式会社、有限会社井内木材、西出木材有限会社、  
株式会社みどり、有限会社佐藤木材、水沼林業、株式会社H&M、  
長原造材有限会社、株式会社アンビエンテ丸大、有限会社オキツ産業、  
びえいからまつ協同組合、株式会社アルバトロス、有限会社上松産業、  
遠藤工業有限会社、下川たてじま林産株式会社

- イ. 代表者 : 会長 中瀬 亘 (当麻町森林組合 代表理事組合長)  
副会長 渡辺 英次 (士別市 市長)  
" 早坂 純夫 (剣淵町 町長)  
" 茂木 保均 (上川北部森林組合 代表理事組合長)  
監事 田中 正治 (占冠村 村長)  
" 阿部 勇夫 (下川町森林組合 代表理事組合長)
- ウ. 事務局 : 事務局長 澁谷 良二
- エ. 運営委員会 : 委員長 福井 達也 (南富良野町町産業課 課長)  
副委員長 鈴木 康雅 (上川町産業経済課 課長)  
" 山田 義也 (鷹栖町森林組合 参事)
- オ. 幹事会 : 幹事長 山田 義也 (鷹栖町森林組合 参事)  
副幹事長 中林 秀文 (美深町建設水道課 課長)

2) 協議会の役割

ア. 一元的な「森林管理基本方針」の策定

協議会は「森林づくり基本指針」、「環境方針」等の規範及び、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」等の各種マニュアルを策定し、会員及び関係従事者に徹底を図る。

イ. 森林認証対象林の明確化と管理情報の整備

各市町村会員の場合は、協議会規約及び「持続可能な森林の管理・経営の推進（SGEC森林認証取得等）に関する協定書」に従って管理される森林。

森林組合会員の場合は、各森林組合との「森林経営委託契約書」によって、「森林づくり基本指針」及び「環境方針」等に従い、各森林組合と一体となって、SGEC森林

認証基準・指標を遵守して所有林の管理及び施業を実施することに同意した森林所有者の所有林。

ウ. 統合森林管理計画の策定

森林施業の実施に先立ち、各構成員は、森林経営計画等の樹立を行い、事務局はこれを統合した「統合森林管理計画」を策定して進行管理に当ると共に常備して公開性を確保する。

エ. 規範・マニュアル類の周知・徹底

事務局及び各構成員は、研修・指導等を行い個々の会員及び委託請負等で認証森林の施業を実施する従業員に、基本方針や規範・マニュアル類の周知・徹底を図る。

オ. 施業履歴、各記録の管理

事務局は、個々の会員から報告された「施業実行報告書」等を取りまとめて管理すると共に、施業履歴として「統合森林管理計画」に反映させ、一元管理を行う。

カ. 各種共同事業の実施

地域の生物多様性に関わる情報収集、巡視、各種調査、研究・研修会等を開催、森林環境教育、S G E C 森林認証制度の普及・啓発等の各種共同事業を実施する。

キ. 監査・公表の実施

協議会事務局は、森林経営計画実施状況の把握や、認証材の生産・出荷状況把握を確実なものにするため監査を行い、監査結果や改善策は記録・分析後協議会総会に報告する。

3) 森林所有者の役割

ア. 各市町村（公有林）会員

各市町村会員が管理経営する公有林について、各市町村は責任をもって「基本指針」及び「統合森林管理計画」に基づく管理経営を行う。

イ. 森林組合会員

森林所有者は、締結した「森林経営委託契約」の履行に努め、各森林組合が「統合森林管理計画」に基づき提示する施業の実施に積極的に協力する。

4) 事業の実施者への対応

協議会として一元的な森林管理を実行するため、各構成員は、「統合森林管理計画」に基づく事業の実施に当って、「基本指針」や協議会の定める各種マニュアルを事業実行者に周知すると共に、事業の実施状況等を下記のとおり報告するものとする。

ア. 事業実施者への規範・マニュアル類の周知

請負・委託等の事業発注時に提示する仕様書等に「基本指針」や各種マニュアルの遵守規程を記載するなどして、事業実施者に周知徹底させる。

イ. 施業実行報告書

事業実施後はその内容（施業場所・内容・時期・施業量・実施者名等）を別紙に定める様式に従い協議会事務局に報告する。

ウ. 認証材の出荷管理

認証森林から生産された木材を、認証材として販売する場合には、別途定める認証材

管理規程（認証森林伐採・搬出マニュアル）に従うとともに、協議会事務局に生産箇所・出荷時期・出荷数量を報告する。

#### エ. 記録簿の作成

所有林の森林巡視に努め、森林の現況や森林施業計画の実行状況を把握するとともに、記録簿を作成して各種情報の記録・蓄積に努める。

## （２）事業実施者

### 〔市町村〕

#### 1) 【愛別町の概要】

愛別町の総面積は25,013haで、森林に恵まれており、森林面積は20,571haで、総面積の82%を占めています。民有林面積は、6,634haで、その内訳は一般民有林5,818ha、道有林816haとなっています。一般民有林の内カラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は1,947haであり人工林率33%となっています。

人工林齢級構成では、7～10齢級の林分が951haで人工林の49%を占めているため、今後、主伐、造林、保育、間伐を適正に実施していくことが重要となっています。

#### 2) 【旭川市の概要】

旭川市は、上川盆地のほぼ中央に位置し、雄大な大雪山連峰に抱かれて石狩川をはじめとする多くの河川が流れ、豊かな自然と肥沃な大地により、稲作を中心とした農業が盛んに行われ、これらは本市の基幹的産業となっています。

また、旭川空港を擁し、鉄道や高速道路網の結節点となっているなど全道の交通・物流の要衝という地理的条件を活かし、地域の商業や物流の中心地になっています。さらに医療・福祉、教育・文化などの様々な都市機能が調和した暮らしやすいまちであり、人口約32万人を有する北北海道の拠点都市です。

旭川市の総面積は74,766haであり、うち森林面積は40,152haで、総面積の53.7%を占めていて森林の内訳は、国有林23,815ha、道有林4,970ha、国・道有林以外の森林である一般民有林は11,367haとなっています。

一般民有林では、カラマツやトドマツを主体とした人工林が5,785haあり、その人工林率は50.9%となっています。この人工林の25.3%である1,466haは40年生以下の人工林であり、健全な山づくりのためには、除・間伐等の保育作業はもとより、主伐及び再造林を計画的に進めて行くことにより齢級構成の平準化を進め、資源の保続を図ることが重要です。

#### 3) 【音威子府村の概要】

音威子府村の位置は旭川市、稚内市のほぼ中間に位置をしており、令和5年12月1日現在の人口は628人、世帯数は427世帯、北海道の中で一番人口の少ない自治体となっております。

音威子府村の総面積は27,563haで、森林面積は23,685haです。内訳は、道有林60%、北海道大学中川研究林30%、民有林のほか村有林10%を所有しており、

全体の85%以上は豊かな山林となっております。

(一般民有林のうち、人工林は1,125ha、天然林は8,121haです。)

主伐適齢期の森林が多く、今後とも適正な伐採、保育、間伐、枝打ちを実施していく事が重要な課題です。

#### 4) 【上川町の概要】

本町は総面積104,924haのうち99,108ha(94%)を森林が占める自然豊かなまちです。所管別の森林面積では、国有林81,626ha、道有林12,593ha、町有林1,941ha、私有林2,792haで、国有林が全体の82%と大部分を占めております。

さらに森林の位置関係をみると、市街地及び農耕放牧地に隣接する形で町有林と私有林が混在しながら所在し、さらにその奥地に道有林と国有林が広がる構造となっております。

森林全体における公有林の割合が97%と高いことが特徴で、私有林は森林全体の3%とごくわずかです。森林は、その所有区分にかかわらず森林の有する多面的かつ公益的機能の高度発揮が求められるものではありませんが、私有林においては私的財産としての性格を強く持ち合わせることから、公有林と一律の考えのもと森林整備を進めていくことは困難です。木材市況の低迷や森林所有者の高齢化などによる森林整備意欲の減退などを理由に手入れの行き届いていない森林が増加し、その解決が長い間なされていないことから新たな視点に立ち、人工林における良質材の生産はもとより、人工林の天然林化や針広混交林化など天然力を活用したコスト低減や有用樹種の育成等を森林の育成状況等に応じてきめ細かに取り入れるなどし、私有林の収益性を保ちつつ公有林と共に伐採と更新が繰り返される循環型の森林づくりを進めていかなければなりません。

#### 5) 【上富良野町の概要】

上富良野町の総面積は23,710haで森林に恵まれており、森林面積は11,193haで、総面積の47.6%を占めています。このうち、民有林面積は5,381haで、その内訳は私有林5,240ha、町有林187.94haとなっております。民有林の内、カラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は3,565haであり、民有林の66.2%を占めています。人工林の齢級構成では、50年生以上の伐期を迎えた林分が2,557haで人工林の71.7%を占めており、うちカラマツが2,201.53haと86%を占めていることから、今後、主伐、造林、保育、間伐を適正に実施していくことが重要となっております。

#### 6) 【剣淵町の概要】

剣淵町は、北海道北部の名寄盆地の南部に位置し、北海道第二の都市・旭川市から北へ向かって約45kmの距離にある田園風景豊かな純農村の町です。

地形は、東西を山地に挟まれ、中央部に低地が広く発達しており、天塩川水系の支流である剣淵川流域に沿って広がっています。南はペンケペオッペ川と六線川を境に和寒町と、北は犬牛別川と北東の山地を境に士別市と隣接しています。

気候は、内陸的で夏と冬の気温差が60℃に及びます。夏期は、高温多照で30℃以上

の猛暑に見舞われることもあります。朝夕は涼しく、盆地特有の1日の寒暖の差が大きいことが特徴です。冬期は一変し、寒さが厳しく、一月の降雪量は平均で110cmに達します。

本町の総面積13,120haのうち森林面積は3,746ha（森林率28.6%）で、すべて民有林（私有林が3,281ha、町有林が466ha）で構成されています。

カラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は1,566ha（人工林率41.8%）で、その5割（760ha）が7齢級以下（35年生以下）の若齢林分であることから、林木の生育の促進及び健全化を図るため、適切な間伐や保育を実施していく必要があります。

一方で、伐採可能な林齢に達する人工林が多く存在し、利用可能な資源が充実しつつあることから、100年先を見通した森林づくりをめざし、計画的な森林の整備を推進することが重要となっています。

しかし、木材価格の長期低迷等による林業収益性の低下や森林所有者の高齢化や不在村化等の進行により、自ら施業や経営を行うことが困難な森林所有者が増加していることから、利用可能な人工林資源が有効に活用されず、今以上の林業の停滞を招く場合には、手入れ不足の森林が増加し、公益的機能の発揮への支障が懸念されています。

#### 7) 【土別市の概要】

本市は、上川総合振興局管内の北部に位置し、南東部には天塩岳があり、この一体は天塩岳道立自然公園区域となっており、この天塩岳を水源とする天塩川が市の中央を流れています。この天塩川とその支流沿いに耕作地が開け、集落が形成されており、名寄盆地と剣淵盆地にまたがる平野には市街地が形成されています。また、天塩川と岩尾内川の合流点にある岩尾内ダムを核とした観光施設等の整備がなされています。

本市の総面積は111,922haであり、森林面積は83,099haと森林に恵まれており、総面積の約74%を占めています。民有林面積は20,033haで、その内訳は、私有林が12,282ha、道有林が5,127ha、市有林が2,624haとなっています。

昨今、地球環境の悪化が叫ばれ、全国的にも豊かな海を取り戻すために森林を育てたり、洪水対策のために植樹をしたりなど、森林の持つ多面的な機能の重要性が認識されてきています。

また、台風等の自然災害による被害も深刻化しており、山地災害防止機能の高い森林整備が求められていることから、地域の実情に応じた適宜・適正な施業を実施し、社会経済の健全な発展と安全で潤いのある居住環境の保全・形成等を図るため、森林資源の整備充実に計画的に取り組むことが重要です。

さらに、林業経営に対し足腰の強い基盤を築いていくことが重要な課題ですが、木材価格の低迷や造林経費の高騰などにより、森林の保育や除間伐、伐採跡地等に対する植栽の遅れが懸念されることから、森林所有者への造林事業制度の普及啓蒙を図り、適正な施業の実施により、林業経営の改善に努めるとともに、一層の環境整備を推進していく必要があります。

#### 8) 【占冠村の概要】

占冠村の総面積は57,141haで、森林面積は52,712haと総面積の92%を占めています。

所管別森林面積の割合は国有林が47,625haで90%、村有林が2,165haで4%、会社有林・私有林併せて2,921haで6%と国有林が大半を占めています。

一般民有林の林種別面積は人工林が1,765ha、樹種別では8齢級以上のトドマツが966haで人工林全体の54%であり、主伐再造林を進めることが重要となっています。

#### 9) 【下川町の概要】

本町は、上川管内の北東部に位置し、北、東、南の三方を山々に囲まれ、それらを源流とした名寄川が東西に貫流しています。その名寄川支流沿いに耕作地が開け、集落が形成されており、またその支流が多数の沢となって複雑な地形となっています。

本町の土地利用は、自然的条件や地形的条件、歴史的な経過から、山林が多く、総面積64,454haのうち、森林面積は56,929ha、総面積の88.3%を占め、森林に恵まれた地域です。また、民有林面積8,373haのうち、人工林の面積は5,138haで、人工林率は61%に達しており、カラマツ・トドマツ・アカエゾマツが主体となっています。齢級構成は35年生以下の若い林分が1,752haで34%を占めており、引き続き保育、間伐を適正に実施することが重要となっています。

また、森林整備において環境・社会・経済に配慮するため、平成15年に取得したFSC®認証林(FSC®C015134)は、民有林及び国有林で現在計5,534haとなっております。

林業の担い手数は29名前後と人口減少にあわせて減少しており、今後、関係機関と連携して林業人材の育成・確保に努めていきます。

一方、町内木工場数は現在7社8工場となっております。道北地域の重要な集荷加工拠点となっています。各工場は素材加工、集成材加工などそれぞれの分野に特化し、森林から生み出される木材を無駄なく利用しています。

#### 10) 【鷹栖町の概要】

北海道の中央部に位置する上川盆地に位置する当町は、肥沃な米作地帯です。

当町の総面積は13,942haで、森林面積が6,347haと総面積の45%を占めており、一般民有林面積は、4,167haで、そのうちカラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は、1,357haであり、人工林率32%と全道平均を上回っていますが、標準伐期齢を超えている林分が78%を占めています。

一方、天然林は2,427haで、カバ類、ミズナラ、ヤチダモなどの有用広葉樹で構成されており、当面は保育・間伐により健全な森林の育成を図るとともに、伐捨間伐等で発生する林地残材の利活用法の検討が必要です。

さらには、自動車試験場やゴルフ場などの森林経営に供さない森林が約686ha存在していますが、無秩序な伐採を抑制し、森林の有する多面的機能を維持させる必要があります。

又、旭川市に隣接する嵐山をはじめとする南部地域は、人工林造成の歴史が古く、立地条件のよさから森林の整備も早くから進み、ふれあいの場としての森林の活用も期待できる事など、森林に対する住民の意識・価値観の多様化に応じて、森林の有する多面的機能の発揮が求められていることから、今後、保育・間伐を適正に実施していくことが重要です。

## 11) 【当麻町の概要】

本町は上川総合振興局管内中央部にあり、東側は山づたいに上川町・愛別町、北側は石狩川に沿って比布町に隣接し、南西には旭川市が位置しています。行政区域面積は東西に17.3km、南北に13.5kmに及び20,494haを有しています。

森林面積は13,381haで行政区域面積の約65%を占めています。

所管別の森林面積では、当麻町有林4,383ha、旭川市有林1,378ha、私有林2,595haからなる一般民有林が合計8,356haあり、森林面積の約62%を占めています。残りの約38%、5,025haは、北海道有林4,985haと国有林40haです。

昭和29年の洞爺丸台風後、本格的に人工造林が開始され、カラマツやトドマツを主体とした人工林は全体で6,629haあり、人工林率は約50%となっています。

一般民有林の齢級構成は、昭和30年代から50年代にかけて造林された現在8～13齢級の面積が78%を占め、非常に偏った林齢構成となっており、環境にも配慮しながら、積極的かつ計画的な皆伐・再造林の実施が重要となっています。

## 12) 【中川町の概要】

本町は、上川総合振興局管内の最北部に位置し、四方を山地に囲まれた盆地形成にあります。中央に一級河川天塩川そして南部は天塩川水系アベシナイ川が縦断しその沿線に集落が形成されています。

当町の総面積は59,474haであり森林面積は51,737haで総面積の86.9%を占めています。民有林面積は北大研究林、町有林を含む一般民有林16,647ha、道有林518haとなっております。その内、アカエゾマツやトドマツを主体とした人工林の面積は3,007haであり人工林率は18.0%です。

## 13) 【中富良野町の概要】

中富良野町は、北海道のほぼ中央部にあって、上川管内の南部に位置し、雄峰十勝岳の山麓が北東に広がり、東西は山岳丘陵で町の中央部は平坦であり、北東は上富良野町、南西は富良野市に接しています。中央部には上富良野町に水源を発した富良野川、デボツナイ川、ヌッカクシ富良野川、ベベルイ川の各河川が流れ、その流域のほとんどが農地であります。

中富良野町の総面積は、10,865haで、森林面積が3,872haと総面積の36%を占める地域です。森林面積のすべてが一般民有林となっています。カラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は、1,920haであり、人工林率50%と全道平均より高く、齢級構成では11～12齢級の林分が特に多く、偏った齢級構成となっています。

## 14) 【名寄市の概要】

名寄市は、天塩川と名寄川の合流点に位置し、東部の北見山脈と、西部を縦走する天塩山脈の支脈である雨竜山脈に囲まれる狭長な盆地で、気候温暖の肥沃な地を形成しています。

名寄市の総面積は53,486ヘクタールであり、森林面積は33,388ヘクタールと総面積の62パーセントを占めています。民有林面積は24,767ヘクタールで、その内訳は一般民有林14,925ヘクタール、道有林9,842ヘクタールとなっております。

のうち、カラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は13,111ヘクタールであり、人工林率53パーセントで全道平均（33パーセント）を上回っています。また、一般民有林の人工林面積は8,884ヘクタールで人工林率60パーセントとなっています。この人工林のうちⅧ齢級以上が過半数を占めているため、木材の循環利用の取り組みが必要であり、今後、保育や間伐を適正に実施していくことが重要です。

#### 15) 【美瑛町の概要】

美瑛町の総面積は67,678haで、そのうち約70%を山林、約20%を農地が占めています。小麦、甜菜、豆類、馬鈴薯などの畑作を中心とする農業の営みが「丘のまちびえい」の美しい丘陵景観を作り出し、大雪山系森林面積は46,558haで、そのうち国有林が約70%を占め、民有林は14,309haで、その内訳は一般民有林が12,697ha、町有林が1,612haとなっています。一般民有林のうち、カラマツやトドマツを主体とした人工林の面積は8,120haあり、人工林率は約57%です。人工林の齢級構成では、35年生以下の若い林分が3,270.9haで人工林の約41%を占めており、今後も森林の持つ水源の涵養機能・地球温暖化防止などの多面的機能が発揮されるよう、適正な森林整備を進めていきます。

#### 16) 【東神楽町の概要】

東神楽町の総面積は6,850ha、森林面積は1,420haで、総面積のおよそ21.0%を森林が占めています。人工林の面積は1,035haの72.9%で、人工林の林齢構成では、40年生以上が人工林全体の78.7%を占めています。

また、カラマツ類が828haで人工林全体の80%を占めているため、今後は皆伐、植林、保育を適期・適正に実施し、循環型林業を推進していくことが重要となっています。

#### 17) 【東川町の概要】

本町は、北海道のほぼ中央及び、上川管内の中央に位置し、東部には大雪山連峰の旭岳から白雲岳まで、南は、忠別川に沿って美瑛町と東神楽町に、北と西は、岐登牛山系沿いに旭川市と接しています。

大雪山連峰一帯は我国最大の大雪山国立公園区域となっている。この山並みを水源とする忠別川及び倉沼川が本町の南側及び中央部に流れており、それぞれ支流沿いに耕作地が開け集落が形成されています。

平成17年に、忠別川上流に忠別ダムが完成し、ダム及びダム周辺を核とした観光開発の取り組みがされているところです。

本町の総面積は24,706haであり雄大な自然に恵まれた美しい町です。

森林総面積は18,663haで、総面積の約76%を占めています。森林の内訳は、国有林の面積4,243ha、民有林面積は14,399haであり、うち道有林は10,937ha、一般民有林3,491haとなっています。

本町の森林所有者の大部分は経営規模が5ha未満の零細所有者であり、生産性も低く林業のみで生計を維持している人は皆無の状況です。また、一般民有林のうち、カラマツ及びトドマツを主体とした人工林面積は2,031haであり、人工林率58%となっており、人工林の齢級構成は40年生以上林分が約68%を占めていることから、今後、間伐、

主伐更新を適正に実施していくことが重要となっています。

#### 18) 【比布町の概要】

比布町の総面積は8,690haで、うち森林面積が4,430haと総面積の51%を占め、このうち民有林面積は2,836haで、旭川市との境界にある「カタクリの群生」で有名な突哨山や東北側には北嶺山を中心とする森林地帯が自然豊かに広がっています。民有林はすべて一般民有林となっており、人工林面積は1,160haで、カラマツ及びトドマツが主体となり人工林率は41%です。

気候・土壌等の自然的条件に適合した樹種を植栽するとともに、間伐の推進を図り、森林の公益的機能の維持増進に努めることが重要です。

#### 19) 【美深町の概要】

本町は、上川総合振興局管内中川郡に位置し、稚内市と旭川市のほぼ中間で、西部に天塩山地、東部に函岳を主峰とする北見山地を望む盆地にあって、町域中央を南北に貫流する天塩川沿岸に集落が形成されています。

当町の総面積は、67,209haであり、森林面積は、57,697haで総面積の86%を占めている。民有林面積は、57,696haでその内訳は、一般民有林6,034ha、道有林51,662haとなっています。そのうち、カラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は13,490haであり、人工林率23.0%です。

また、道有林を除く一般民有林の人工林面積は、3,379haで人工林率56.0%となっています。

#### 20) 【富良野市の概要】

富良野市は、北海道のほぼ中央に位置している富良野盆地の中心で、東西32.8km、南北27.3kmの長方形の姿をし、面積は600.71km<sup>2</sup>となっています。

東方には北海道の屋根といわれる大雪山系十勝岳連峰、西方には夕張山系芦別岳、南方には東大演習林が広がり、その中央部を石狩川支流空知川が南北に貫流しています。その大地を網の目のように巡らす大小の河川や森林が、豊かな緑と清涼な大気を育み、美しい四季と雄大な自然を創り出しています。

森林面積は42,987haと総面積の72%を占め、内訳は国有林約15,360ha、民有林約27,627haとなっており、民有林ではカラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は、6,502haであり、人工林率24%と全道平均より低くなっており、計画的な森林施業としては保育を適正に実施していくことが重要となっています。

#### 21) 【幌加内町の概要】

幌加内町は、北海道のほぼ中央にある上川管内西部に位置し、東西24km、南北63kmと、南北に細長い盆地となっており、国有林や北海道大学雨龍研究林の森林に囲まれ、北部には天塩山系最大の秀峰ピッシリ山（1,031m）や道立自然公園「朱鞠内湖」が優れた景観を有し、ほぼ中央に石狩川に合流する雨竜川が流れており、国内最大のそばの生産地となっています。

幌加内町の総面積は76,704haで森林面積は、63,626haと総面積の83%を

占め、内訳は、国有林31,081ha、民有林32,545ha（うち北海道大学雨龍研究林25,018ha）となっており、カラマツ、トドマツ及びアカエゾマツを主体とした人工林の面積は、2,425haであり、人工林率7%と全道平均を下回っている。年齢構成では8年齢級以上が64%以上を占めており、計画的な森林施業としては主伐や再生林を適正に実施していくことが重要となっています。



写真1：白い花のジュータン（幌加内町は「そば」作付け日本一）



写真2：朱鞠内道立自然公園（日本一の人造湖・朱鞠内湖）

## 22) 【南富良野町の概要】

南富良野町は、北海道のほぼ中央の上川総合振興局の南部に位置し、北東部には上ホロカメットク山と下ホロカメットク山が連なり、この一帯は大雪山国立公園区域となっています。また、西部には芦別岳と夕張岳が連なり、この一帯は富良野芦別道立自然公園地域となっています。

これらの山並みを水源とする空知川が町の中央部を流れており、その支流沿いに耕作地が開け、集落が形成された豊かな自然景観に恵まれた町であります。

また、昭和42年に多目的ダムである金山ダムが完成し、この金山ダムを核とした観光開発を行ってきています。

南富良野町の総面積は66,554haで森林に恵まれており、森林面積は58,993haで総面積の88.6%を占めています。

民有林面積は11,766haで、その内訳は一般民有林9,195ha、道有林2,571haとなっています。そのうちカラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は4,299ha

であり人工林率36.5%であります。

齢級構成では、36年生以上の林分が3,441haで80.0%を占めており、育成から持続的な利用の時期を迎えてきております。

南富良野町の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯さらには、大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯まで多様性に富んだ林分構成になっています。

### 23) 【和寒町の概要】

和寒町の総面積は22,483haで森林に恵まれており、森林面積は、14,419haで総面積の64.1%を占めています。

民有林面積は6,537haでその内訳は私有林5,479ha、町有林1,058haとなっています。一般民有林の内カラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は2,970haであり人工林率45.4%となっている。

人工林の齢級構成では、35年生以下の若い林分が1,026haで人工林の34.5%を占めており、うちカラマツ類が665haとなっているため、今後、保育、間伐を適正に実施していくことが重要となっています。

### 〔森林組合〕

#### 1) 【旭川市森林組合の概要】

旭川市森林組合は、昭和45年に設立された森林組合で旭川市と比布町、東神楽町の一市三町にわたる区域の民有林の森林管理を担っている。

常勤理事（代表理事組合長）以下、森林管理に従事する職員は8名（総務部門2名・業務部門6名）で、直営作業員は12名である。直営作業員の平均年齢は50歳で、近年、安全衛生や福利厚生の実充等職場環境の改善を進め、担い手確保の取組みを進めている。

また、職員の資質向上のため、各種資格取得を奨励し、森林施業プランナー（2名）、1級土木施工管理士（1名）、2級土木施工管理士（1名）の資格を取得している。

森林管理については、GPS・GISを活用した情報管理を行っており、集約化施業と低コスト化に向けて取り組んでいる。

近年は、森林環境教育の一環として森林づくりに対する市民・町民の理解を幅広く得るため地域の関係者と協力して、植樹やきのこと講習会、リース作り等の活動にも取り組んでいる。

- ・代表者：代表理事組合長 木津 勝
- ・設立：昭和45年3月26日
- ・組合員数：1,336名（令和5年12月31日）
- ・出資金：91,462千円（令和5年12月31日）
- ・総売上高：378,652千円（令和5年度）

#### 主な事業概要

- ・森林整備事業 造林 69ha、下刈 190ha、除間伐 91ha
- ・販売事業 受託販売 3,882m<sup>3</sup>、買取販売 9,112m<sup>3</sup>

- ・林産事業            買取販売   76.12ha
- ・購買事業           苗木   138,232本、その他
- ・利用事業           市有林管理業務他
- ・役職員数   ： 役 員   理事12名（内、常勤理事1名）、監事2名  
                  ： 職 員   8名（他に作業員6名、季節雇用6名）
- ・主な施設   ： 事務所   事業センター

## 2) 【上川町森林組合の概要】

上川町森林組合は、昭和17年3月に設立した森林組合で、上川町の私有林の担い手として、私有林及び上川町有林を含めた地域の森林管理を担っている。

森林管理に従事する職員は3名体制で事業を進めている。又、現場作業員は直営で4名が作業に従事している。

上川町森林組合では、職員の資質向上のため、各種資格取得を奨励し、職員では森林施業プランナー（1名）の資格を有している。

森林管理については、施業の集約化を進め、低コストで効率的な事業の実施に努めている。

- ・代 表 者   ： 代表理事 湯川 秀一
- ・設 立     ： 昭和17年3月22日
- ・組合員数   ： 123名（令和5年3月31日現在）
- ・出 資 金   ： 10,116千円（令和5年3月31日現在）
- ・総売上高   ： 136,030千円（令和4年度）

### 主な事業概要

- ・森林整備事業    造林   12ha、下刈   50ha、徐間伐   43ha
- ・販売事業        受託販売   894m<sup>3</sup>   買取販売   4,500m<sup>3</sup>
- ・林産事業        買取林産   1,705m<sup>3</sup>
- ・利用事業        取扱金額   34,780千円
- ・購買事業        苗木   17,500本

## 3) 【上川北部森林組合の概要】

上川北部森林組合は、平成18年10月に名寄市、風連町、美深町、中川町の4森林組合の合併により誕生した広域森林組合で、地域の中核的林業の担い手として組合所有林はもとより私有林や市町村有林を含めた地域の私有林の森林管理を行っている。

常勤理事（代表理事組合長）以下、森林管理に従事する職員は15名（本所、1支所）で 総務部門3名、森林整備部門11名、販売加工部門1名で森林整備（現業）に係る作業班5班20名が従事している。素材生産ではハーベスタやグラップルなど林業機械を活用し低コスト化や安全作業の向上が図られている。また地域から生産される木材を原料としてチップ工場（工員4名）を保有し、付加価値をつけ有利な販売に努めている。また職員の資質向上のため各種資格取得を奨励し森林施業プランナー（4名）、2級土木施工管理士（4名）の資格を取得している。

森林管理については、過去の履歴に照らした事業計画の策定を充実させるため、施業履

歴の情報管理と地理情報システム（GIS）と全地球測位システム（GPS）を活用して情報管理を行っており集約化とコスト削減に向けて取り組んでいる。

- ・代表者：代表理事組合長 茂木 保均
- ・設立：昭和17年2月9日（合併により平成18年10月2日名称変更）
- ・組合員数：979名（令和5年3月31日現在）
- ・出資金：144,817千円（令和5年3月31日現在）
- ・総売上高：814,510千円（令和4年度）

#### 主な事業概要

- ・森林整備事業 造林 125ha、下刈 365ha、保育間伐 63ha、  
搬出間伐 153ha、枝打ち 7ha
- ・販売事業 買取販売 5,249m<sup>3</sup>
- ・林産事業 買取林産 9,396m<sup>3</sup>  
請負林産 1,562m<sup>3</sup>
- ・加工事業 チップ 36,827m<sup>3</sup>
- ・購買事業 苗木 238,509本
- ・利用事業 野鼠駆除 480ha、委託事業、公園維持管理他
- ・主な施設 本所・チップ工場・貯木場

#### 4) 【士別地区森林組合の概要】

士別地区森林組合は、平成15年4月に士別森林組合と剣淵町森林組合の合併により発足し、士別市、剣淵町の私有林はじめ市有林・町有林育成の担い手として森林管理を行っています。

森林管理に従事する職員は総務3名、業務5名体制で事業を進めており、現場作業員13名、原木車運転手1名が作業に従事しています。

士別地区森林組合では従業員の資質向上を図るため、各種研修に参加し技術の研鑽に励むとともに、森林施業プランナー、フォレストリーダー、フォレストワーカーの資格を有しています。

森林管理については、安全作業を基本に施業の集約化を進め、低コストで効率的な事業の実施に努めています。

- ・代表者：代表理事組合長 南條 忠勝
- ・設立：平成15年4月1日（士別森林組合と剣淵町森林組合の合併による）
- ・組合員数：713名（令和5年2月28日現在）
- ・出資金：50,204千円（令和5年2月28日現在）
- ・総売上高：389,640千円（令和4年度）
- ・事務所所在地：士別市東丘1丁目3番12号

#### 主な事業概要

- ・森林整備事業 造林 65ha、下刈 180ha、除間伐 160ha
- ・販売事業 買取販売 6,953m<sup>3</sup>
- ・林産事業 買取販売 12,089m<sup>3</sup>

・購買事業 苗木 103,980本

#### 5) 【下川町森林組合の概要】

下川町森林組合は昭和17年8月に設立され、町の基幹産業である林業の担い手として、町有林を含めた民有林の森林管理の中心的な役割を果たすとともに、地域の社会経済システム作りの一翼を担うべく各種取組みを行なっている。

スタッフは常勤の代表理事組合長以下、8名の事務職員、12名の森林管理員、6名の加工工員である。早くからI・Uターンを積極的に受け入れており、また旭川農業高校からの新卒採用も行ない、若手担い手の確保に努めて森林管理員の平均年齢は42歳である。新規参入の人材の育成には「緑の研修制度」を活用して林業就労者の技術と知識の向上を図っている。

昭和57年からは木炭・小径木加工工場を操業し、地域から生産される木材を原料に木炭、粉炭、円柱材やオガ粉などを生産して、付加価値を付けた木材加工品の販売を行なっている。

下川町森林組合では森林施業プランナー2名を配し、森林経営計画を基に施業の計画策定や集約を行ない、適切な森林整備を実施して、下川町町有林と共に循環型森林経営の実施に取り組んでいる。

- ・代表者：代表理事組合長 阿部 勇夫
- ・設立：昭和17年8月30日
- ・組合員数：274名（令和5年3月31日現在）
- ・出資金：71,724千円（令和5年3月31日現在）
- ・総取扱高：501,382千円（令和4年度）

#### 主な事業概要

- ・森林整備事業 造林 25ha、下刈 260ha、除間伐 202ha
- ・加工事業 木炭 3t、粉炭 399kl、  
円柱材 833m<sup>3</sup>、オガ粉 8,816m<sup>3</sup>
- ・販売事業 9,052m<sup>3</sup>
- ・林産事業 9,667m<sup>3</sup>
- ・購買事業 苗木 46,240本
- ・役員 役員 理事7名、監事3名  
事務職員8名、森林管理員12名、工員6名
- ・主な施設：林業機械 ハーベスタ2台、フォワーダ2台、グラップル5台  
ブルスキッド3台、グラップル付き原木車1台外  
：加工機械 木炭製造施設、円柱加工施設、オガ粉製造施設外

#### 6) 【鷹栖町森林組合の概要】

鷹栖町森林組合は、昭和17年2月に設立し、以来鷹栖町の民有林林業の担い手として、私有林はもとより町有林及び社有林を含めた地域の森林管理を行ってきた。

現在、森林管理に従事する職員は参事1名、総務1名、業務1名の3名と季節雇用の作業員5名で、施業の集約化により低コストで効率的な事業の実施に努めている。

- ・代表者：代表理事組合長 島中 幸夫
- ・設立：昭和17年2月17日
- ・組合員数：197名（令和4年12月31日現在）
- ・出資金：8,476千円（令和4年12月31日現在）
- ・総売上高：235,964千円（令和4年度）

主な事業概要

- ・森林整備事業 造林 16ha、下刈 82ha、除間伐 92ha、  
作業道補修 37,630m
- ・販売事業 受託販売 8,742m<sup>3</sup>
- ・林産事業 請負林産 4,501m<sup>3</sup>
- ・購買事業 苗木 33,356本
- ・加工事業 チップ材 479m<sup>3</sup>

7) 【当麻町森林組合の概要】

当麻町森林組合は、昭和16年11月に設立された森林組合で、当麻町内を区域として一般民有林の森林管理を担っている。

常勤理事（代表理事組合長）以下、職員は38名（総務部門3名、森林整備部門16名、加工・販売部門24名）で近年、担い手の確保と育成に取り組み現場職員の若返りが進んでいる。

森林面積の約半数を占める人工林が成熟し収穫期を迎えている中、循環型林業の確立を目指し、平成26年度に町内民有林の長期ビジョンを策定し、平成28年度から実行に移している。

認定森林施業プランナー3名、2級土木施工管理士2名を有し、伐期を迎えた町内人工林において主伐、再造林と保育、これらの施業を毎年同じ量を実施し、木材の有効利用や安定した事業量と雇用の安定化、林業技術の継続に向けた取り組みを進めている。

主伐などにより生産されたカラマツ、トドマツ材は、組合の製材工場で加工し、当麻町が進めている地産地消の取り組みの町産材を活用した公共建築や一般住宅などへの供給やシステムを利用した販売を行っている。また、過去の施業履歴に照らした森林管理を充実するため、施業履歴の情報管理と全地球測位システム（GPS）及び地理情報システム（GIS）を活用し、森林計画図とリンクした情報管理をスタートさせた。

- ・代表者：代表理事組合長 中瀬 亘
- ・設立：昭和16年11月17日設立
- ・組合員数：268人（令和5年3月31日現在）
- ・出資金：52,820千円（令和5年3月31日現在）
- ・総売上高：992,521千円（令和4年度）

主な事業概要

- ・森林整備事業 造林 45ha、下刈 166ha、除間伐 45ha
- ・加工事業 製材販売 13,064m<sup>3</sup>、チップ販売 11,408m<sup>3</sup>
- ・販売事業 販売 7,619m<sup>3</sup>
- ・林産事業 請負林産 19,647m<sup>3</sup>

- ・購買事業 苗木 73,800本、その他
- ・役職員数 : 役員 理事8名 (内常勤理事1名)、監事3名  
: 職員 43名
- ・主な施設 : 製材工場

#### 8) 【美瑛町森林組合の概要】

美瑛町森林組合は、昭和18年11月に設立し、美瑛町の町有林や私有林、企業の社有林などの民有林の森林管理を担っている。

役員は、常勤組合長1名・非常勤理事7名・監事2名の10名。

従業員は、参事1名、販売部門2名と造材作業班4名、加工部門7名、森林整備部門5名、総務部門4名の計23名の体制となっており、森林施業プランナー2名、森林作業道作設オペレーター2名の資格を取得している。

造材用機械として、ハーベスタ2台、グラップル3台、フォワーダ1台、運材車2台、搬送車1台、ホイールローダー1台を所有。造林事業地拵用機械として、地拵機2台所有。

チップ工場及び杭丸太加工施設、オガ粉製造施設があり、これらの施設において使用するホイールローダー6台、グラップル8台を所有している。

森林管理については、地理情報システム(GIS)及び全地球測位システム(GPS)、ドローン測量を活用し、森林計画図と相互管理を行っており、高性能林業機械の導入、施業集約化等によりコスト削減に取り組んでいる。

- ・代表者 : 代表理事組合長 谷 秀雄
- ・設立 : 昭和18年11月2日
- ・組合員数 : 418名 (令和5年3月31日現在)
- ・出資金 : 99,227千円 (令和5年3月31日現在)
- ・総売上高 : 1,098,823千円 (令和4年度)

#### 主な事業概要

- ・販売事業 買取販売 18,048m<sup>3</sup>
- ・林産事業 買取生産販売 14,377m<sup>3</sup>
- ・加工事業 チップ 29,911m<sup>3</sup>、杭丸太 1,364m<sup>3</sup>、  
オガ粉 18,106m<sup>3</sup>
- ・森林整備事業 造林 117ha、下刈 427ha、除間伐 177ha
- ・利用事業 野鼠駆除 649ha
- ・購買事業 養苗苗木 121千本、購買苗木 94千本
- ・役職員数 役員 理事 8名 (うち常勤理事 1名) ・監事 2名  
従業員 23名  
参事 1名  
一般従業員 11名  
工場従業員 7名 (うち嘱託員 1名)  
現場従業員 4名 (うち嘱託員 1名)
- ・主な施設 チップ工場、オガ粉製造施設、杭丸太加工施設、苗畑

## 10) 【東川町森林組合の概要】

東川町森林組合は、昭和27年3月に設立し、以来東川町の民有林林業の担い手として、私有林はもとより町有林及び社有林を含めた地域の森林管理を行ってきた。

現在、森林管理に従事する職員は総務1名、業務1名の2名と季節雇用の作業員5名で、有資格者については、2級土木施工管理技士（1名）が在籍し施業の集約化により低コストで効率的な事業の実施に努めている。

- ・代表者：代表理事組合長 佐竹 良洲
- ・設立：昭和27年3月31日
- ・組合員数：207名（令和5年3月31日現在）
- ・出資金：31,830千円（令和5年3月31日現在）
- ・総売上高：106,680千円（令和4年度）

## 主な事業概要

- ・森林整備事業 造林 24ha、下刈 84ha、除間伐 70ha
- ・販売事業 受託販売 3,769m<sup>3</sup> 買取販売 136m<sup>3</sup>
- ・林産事業 受託販売 2,521m<sup>3</sup> 買取販売 3,003m<sup>3</sup>
- ・購買事業 苗木 23,926本

## 11) 【富良野地区森林組合の概要】

富良野地区森林組合は、上富良野町、中富良野町、富良野市、占冠村の1市2町1村で構成され、森林の総面積は42,051haあり、その山林を委託及び請負契約を締結し整備、管理している。また、山林所有者に適確な施業を提案し、請負業者との契約を行い伐採事業及び植栽事業を進めている。

業務に従事する職員は9名で、総務部門2名、森林整備部門6名で事業展開し、有資格者については、2級土木施工管理技士（1名）、森林施業プランナー（5名）が在籍している。

- ・代表者：代表理事組合長 藤野 和紀
- ・設立：昭和48年4月11日
- ・組合員数：正組合員666名、准組合員34名（令和5年3月31日現在）
- ・出資金：81,893千円（令和5年3月31日現在）
- ・総売上高：878,440千円（令和4年度）

## 主な事業概要

- ・森林整備部門 造林 105ha、下刈 467ha、徐間伐 268ha、  
林地供給 36ha、森林保険 29件
- ・販売部門 買取販売 50,310m<sup>3</sup>、チップ等 14,370m<sup>3</sup>
- ・購買部門 苗木 203,890本

## 12) 【南富良野町森林組合の概要】

南富良野町森林組合は、昭和27年3月に設立し、以来南富良野町の民有林林業の担い手として、私有林はもとより町有林及び社有林を含めた地域の森林管理を行ってきた。

現在、森林管理に従事する職員は参事1名のほか一般職5名と臨時職員1名ならびに直用現場職員7名で、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資する事業の実施に努めている。森林施業プランナー、フォレストマネージャー、フォレストリーダー、フォレストワーカー、森林組合監査士等の有資格者が在籍している。

- ・代表者：代表理事組合長 鹿野 重博
- ・設立：昭和27年3月24日
- ・組合員数：169名（令和5年3月31日現在）
- ・出資金：51,221千円（令和5年3月31日現在）
- ・総売上高：410,975千円（令和4年度）

#### 主な事業概要

- ・森林整備事業 造林 35.17ha、下刈 29.28ha、除間伐 122.81ha
- ・治山事業 32.96ha
- ・販売事業 受託販売 6,247m<sup>3</sup>
- ・林産事業 買取林産 12,478m<sup>3</sup>
- ・購買事業 苗木 46,460本
- ・加工事業 チップ材 25,965m<sup>3</sup>

### 13) 【和寒町森林組合の概要】

和寒町森林組合は、昭和18年5月に設立した森林組合で、和寒町の民有林の中核的な林業の担い手として、私有林及び和寒町有林はもとより私有林や町有林を含めた地域の森林管理を担っている。

森林組合職員は4名で、参事1名、総務部門2名、森林整備部門1名の4名体制で事業を進めている。

和寒町森林組合では、職員の資質向上のため、各種資格取得を奨励し、職員では森林施業プランナー（1名）、林業専門技術員（1名）、安全衛生指導員（1名）、チェンソー取扱作業指導員（1名）の資格を有している。

森林管理については、施業の集約化を進め、低コストで効率的な事業の実施に努めている。

- ・代表者：代表理事組合長 青塚一雄
- ・設立：昭和18年5月10日
- ・組合員数：405名（令和5年12月31日現在）
- ・出資金：3,620千円（令和5年12月31日現在）
- ・総売上高：190,877千円（令和5年度）

#### \*主な事業概要

- ・森林整備事業 造林 30ha、下刈 62ha、徐間伐 58ha
- ・販売事業 買取販売 4,466m<sup>3</sup>
- ・林産事業 買取林産 6,182m<sup>3</sup>
- ・購買事業 苗木 44,669本

8. 施業履歴・森林被害の記録（過去5年間）

対象森林の施業履歴と森林被害等の概要は以下のとおり。

【施業種別施業履歴】

単位：ha、m<sup>3</sup>

年度 区分	所有者	H30	R01	R02	R03	R04	合計	
造林事業	公有林	74.94	112.44	99.45	80.17	119.15	486.15	
	民有林	659.68	685.81	633.83	564.77	559.99	3,104.08	
	計	734.62	798.25	733.28	644.94	679.14	3,590.23	
下刈事業	公有林	514.33	531.58	483.43	524.10	526.21	2,579.65	
	民有林	1,565.23	1,757.53	1,835.48	1,891.54	1,757.93	8,807.71	
	計	2,079.56	2,289.11	2,318.91	2,415.64	2,284.14	11,387.36	
除伐事業	公有林		2.20	1.61	10.75		14.56	
	民有林		19.80	30.99	25.24	2.35	78.38	
	計	0.00	22.00	32.60	35.99	2.35	92.94	
枝打事業	公有林	5.88	24.44	26.86	17.83	9.52	84.53	
	民有林	1.12	20.82	27.98	30.65	23.30	103.87	
	計	7.00	45.26	54.84	48.48	32.82	188.40	
間伐事業	公有林	339.52	550.55	432.01	453.99	471.96	2,248.03	
	民有林	947.50	1,201.82	870.53	1,237.42	972.47	5,229.74	
	計	1,287.02	1,752.37	1,302.54	1,691.41	1,444.43	7,477.77	
主伐事業	公有林	85.19	88.38	677.87	291.55	144.99	1,287.98	
	民有林	686.43	279.89	1,586.40	629.14	453.54	3,635.40	
	計	771.62	368.27	2,264.27	920.69	598.53	4,923.38	
合計面積(ha)		4,879.82	5,275.26	6,706.44	5,757.15	5,041.41	27,660.08	
収穫量(m <sup>3</sup> )	間伐	公有林	12,490	19,589	12,628	16,460	16,211	77,378
		民有林	38,976	44,072	32,964	43,114	32,220	191,346
		計	51,466	63,661	45,592	59,574	48,431	268,724
	主伐	公有林	25,928	25,447	63,546	22,362	42,731	180,014
		民有林	213,936	79,001	278,889	147,940	141,717	861,483
		計	239,864	104,448	342,435	170,302	184,448	1,041,497
計		38,418	45,036	76,174	38,822	58,942	257,392	
計		252,912	123,073	311,853	191,054	173,937	1,052,829	
計		291,330	168,109	388,027	229,876	232,879	1,310,221	

【森林被害の記録】

単位：ha

年度 区分	H30	R01	R02	R03	R04	合計	備考
病害							
虫害		971.39				971.39	
獣害		20.92	225.13	11.26	13.88	271.19	
火災							
気象災		10.53	15.34	117.36	84.63	227.86	
計		1,002.84	240.47	128.62	98.51	1,470.44	

## 9. 森林づくり基本指針

### 第1. 基本指針策定の背景と目的

上川森林認証協議会（以下「協議会」という。）は、上川管内の森林・林業発展のために、持続可能な地域発展を期して、協定を結んだ市町村と森林所有者が共同して、地域森林の持続可能な管理経営を目指すために必要な基本的方向性を明らかにする本基本指針を策定する。

本地域は北海道のほぼ中央部に位置し、地形は南北に細長く、その総面積は10,619 km<sup>2</sup>で全道面積の12.7%を占めております。

管内の森林面積は808千haで、全道森林面積の14.6%にあたり、そのうち一般民有林（その他民有林と市町村有林を合わせたもの）の森林面積は222千haで、人工林の面積は81千haで、一般民有林全体の36.5%を占めており、このうちカラマツが33千ha、トドマツが27千haとなっており、針葉樹が主体となって植栽されています。

資源の齢級構成を見ると、カラマツ、トドマツ共にXI齢級（51～55年生）が最も多く、間伐等の保育作業を進めるとともに、複層林化や長伐期施業を図り、齢級構成の平準化により、木材の安定供給を可能にする森林資源の構築が必要となっています。

近年、カラマツ材は、公共建築物・一般建築物などでの利用が広まり、さらに、集成材用ラミナや合板等の需要が大幅に拡大している。しかし、急激な利用増は、これら林分への伐採圧を高めており、近い将来人工林資源の枯渇や、担い手の高齢化等に伴い無立木地化の増加が危惧されており、地域林業・森林経営上の大きな課題となっている。

また、一方で、世界的な環境問題として地球温暖化の防止や生物多様性の保全等、森林に対する期待はかつてないほど高まっており、環境に調和した持続可能な森林管理の実現と森林資源の循環利用の促進を図ることが、地域林業に求められている。

このようなことから、協議会では、「森林づくり基本指針」を定めて自らがモデル的な経営を実践することで、本指針の重要性を地域住民へ広め、地域全体の森林資源の保全につなげていくとともに、環境に配慮した地域材のブランド化・価値の向上を図り需要の拡大を期待するとともに、地域にふさわしい持続可能な森林経営を実現することを目的とする。

### 第2. 目指すべき森林づくりの目標

当地域において持続可能な森林管理を行っていくためには、森林の生物多様性の保全と生態系の健全な維持を最優先させた森林管理が必要であり、そのことによって森林の生産力の維持向上が図られるものと考えられる。

そのため、地域の自然要件を充分考慮した目指すべき森林づくりの目標を下記のとおり掲げる。

#### 1. 緑の循環を基本とする持続可能な森林づくり

伐採面積の縮小・分散、伐採林齢の長期化を図ることなどによって、環境に調和した森林資源の循環利用を促進し、多様な森林タイプ、多様な生育段階からなる森林を配置し、持続可能な森林づくりを進める。

#### 2. 伐採後の確実な更新と除間伐等による森林の多面的な機能の確保

森林資源の持続性に配慮した適度な伐採と確実な更新に加え、除間伐等適正な森林づくりを通して森林の多面的な機能の維持・向上を進めると共に、森林生態系の安定（動的平衡）した姿を確保する。

### 3. 野生動植物の生息空間の保全

森林内の自然林や水辺空間等の野生動植物の生息・生育空間の保全に努め、多様な生き物と共生でき、森林から生まれる恵みを最大限に活用できる森林づくりを重視する。

## 第3. 森林づくりの指針

上記で掲げた目指すべき森林づくりの目標を実現するため、協議会では下記項目に重点的に取り組む。

### 1. 原則（法令等の遵守）

- 1) 国際条約、森林法その他の法令を遵守し、森林計画制度に沿った目指すべき森林づくりを進める。
- 2) S G E C 森林認証の基準を遵守した森林づくりを進める。
- 3) 各市町村や森林組合と森林経営委託契約をした者（以下「森林組合会員」という。）の森林経営計画の内容が整合するものとなるよう調整・統合した管理計画を策定して施業の実施にあたる。

### 2. 「目指すべき森林」に向けた森林管理の基本方針

#### 1) 路網整備の充実

適切な森林管理・施業の実施のためには、路網整備が重要であり、路網計画・踏査・設計・施工のすべてに渡って、水資源や林地保全に配慮し、周辺の森林生態系との調和を図りつつ、林道・作業道等の適切な計画・整備を進める。

#### 2) 伐採箇所の縮小と的確な更新の確保

伐採に当たっては、大面積の伐採は避け、群状・帯状の小規模分散型伐採を積極的に採用し、伐採後の更新については、適地適木の原則の下、植栽による更新を基本とするとともに、立地条件に応じた造林手法を選択して裸地状態を早急に解消する。

#### 3) 長伐期化の推進

優良大径材生産の見込める林分などでは、長伐期化による高齢級人工林への誘導を積極的に推進し、間伐等の繰り返しにより低木層・亜高木層・高木層からなる多様性豊かな林分形成を推進する。

#### 4) 生物多様性に配慮した施業の実施

下刈、除間伐等の保育施業においては、適期施業を実施するとともに、生物多様性の保全上必要以上の下刈は避けるなどの配慮事項を盛り込んだ施業指針等を作成して実行する。

#### 5) 森林経営計画の実行状況・現況の把握

森林巡視を行い、森林経営計画の実行状況や現況を把握し、各種情報を記録する等、対象森林の管理に努める。

#### 6) 野生生物の生息環境の保全

貴重な動植物が生息・生育する天然林や溪畔林・海岸林等は、保全すべき森林として生物多様性の保全に努め、恒常的な巡視による動植物の生息・生育状況を把握し、生育環境の維持・保全に努める。

### 3. 森林認証制度の周知啓蒙と管理計画の公開

#### 1) 森林認証制度の活用と周知

対象森林から産出される資源については、可能な限り利活用するとともに、S G E C

森林認証制度を活用し、認証森林から生産されたものであること及び認証制度の社会的意義を積極的にPRし、消費者の選択的購買・需要喚起に努める。

2) 管理情報の公開の原則

対象森林の管理方針や管理状況は、公開を原則とし、SGEC認証材の消費者に安心と信頼される森林管理・経営に努める。

3) 教育研修の充実と森林・林業教育の推進

協議会員が一体となって「持続可能な森林の管理・経営」に取り組むため、会員及び地域林業従事者に対する生物多様性の保全などに関わる研修を充実させ、森林管理レベルの向上を図る。

また、地域住民や学校と連携して、職業体験や環境学習を積極的に進め、地域森林の果たしている役割の啓蒙・周知に努める。

林業労働災害防止に向けた安全衛生教育を通じて資質の向上に努める。

4) 地域内外への情報の発信

ボランティア団体や都市の消費者などと積極的な交流を図り、地域森林とふれあう機会を提供し、持続可能な森林経営の普及啓発に努める。

5) アイヌ民族の文化、伝統に基づく森林利用への配慮

管理区域内の森林管理について、アイヌ民族の地域組織に対し説明等を行い、意見を聞くとともに、必要に応じて当該森林の利用について協議を行う。

4. 森林の利用区分と施業指針

森林施業の実施に当たっては、各市町村森林整備計画の機能区分及び指針等を尊重し、経営計画認定基準により整備を進めるとともに、会員個々の森林所有者の管理目的をより明確にするため、協議会の利用区分を下記の通り設定して行う。

個別林分の利用区分に当たっては、人工林、天然林の特性を重視し、下記のように管理目的とそのための施業を明確にする。

【森林利用区分】

林種	発揮を期待する機能	目的	施業	管理方針
人工林	水源涵養機能	水源涵養林 (良質な水資源の安定供給を目的)	育成単層林施業 育成複層林施業 針広混交林施業	伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図り、環境への影響に配慮し、長伐期化・複層林化に努める。
	山地災害防止機能	山地災害防止林 (土砂の流出・崩壊の防備を目的)	育成単層林施業 育成複層林施業 針広混交林施業	裸地面積の縮小や裸地化を回避し、地形・地質等の条件に応じた施業を実施する。
	快適環境形成機能	生活環境保全林 (地域の快適な生活環境を形成)	育成単層林施業 育成複層林施業 針広混交林施業	地域の快適な生活環境保全のため、樹種の多様性の増進を基本とし、防風・防音などそれぞれの目的に有効な森林の構成を目指す。
	保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林 生物多様性保全ゾーン	育成単層林施業 育成複層林施業 針広混交林施業	景観の維持・形成、生物多様性の保全を図るため樹種の多様な施業を目指す。希少な野生生物の生息・生育に適した森林を目指す。
	木材等生産機能	木材等生産林 (木材生産を主目的とする。)	育成単層林施業	木材の持続的・安定的・効率的な供給を目指すため、施業の集団化・機械化による効率的な整備を目指す。
天然林	水源涵養機能	水源涵養林	育成天然林施業	受光伐を主体とした育成天然林施業によって天然更新を促し、不十分な場合は、更新補助作業などにより確実な更新を図る。
	山地災害防止機能	山地災害防止林	天然林施業	自然植生の維持を基本に、できる限り天然力を活用し、必要に応じ人為により機能向上を図る。
	快適環境形成機能	生活環境保全林	育成天然林施業	景観の維持を図りながら、育成天然林施業により被害などに対する抵抗力が高い森林整備を図る。
	保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林 生物多様性保全ゾーン	天然林施業	原生林やそれに近い天然林、及び生物多様性の保全上重要な天然林については、禁伐とする。
	木材等生産機能	木材等生産林	針広混交林施業	択伐を実施し、伐採箇所を縮小・分散化に努め、生育不良林分については、人工造林により確実な更新を図る。

#### 第4. 森林認証管理審査への対応

S G E C森林認証の維持のためには、その運営規定に従って、審査機関による年1回の管理審査を受ける必要があるとともに、審査機関の指摘に対して是正措置を講じなければならない。

このため、協議会では、森林認証取得後次のように対応する。

##### 1. 年間施業履歴の報告

協議会事務局は、会員からの「施業実行報告」に基づき、年度単位で森林認証を受けた協議会登録森林における下記の施業経歴について取りまとめる。

##### (1) 年間の箇所ごとの施業履歴

- ・施業実施期間
- ・施業箇所
- ・施業種 (造林・下刈・除伐・間伐・主伐)
- ・樹種・林齢
- ・面積
- ・その他

##### (2) 林道・作業道の開設状況

新規開設箇所ごとの数量・総延長

##### (3) 認証材の年間収穫実績

- ・収穫期間
- ・箇所 (林班・小班)
- ・皆伐・間伐別
- ・樹種・林齢
- ・収穫数量 (m<sup>3</sup>)
- ・販売先

##### 2. 認証材の分別・表示方法

マークの刻印等、協議会としての分別方法及び素材出荷実績

##### 3. 森林被害報告と対応状況

##### 4. 取得時に審査機関によって課せられる不適合、観察事項への対応の進捗状況

##### 5. 協議会「モニタリング実施要領」に基づく、各種モニタリングの記録及び取りまとめ

##### 6. 各種研修会等の開催・参加実績 (従業員含む)

##### 7. 環境教育や、PR・イベント等の開催状況

##### 8. 認証森林の生物多様性情報の収集状況 (調査記録等報告)

##### 9. 認証森林の施業指標林や見本林の設置状況

##### 10. 一般住民や消費者に対する協議会のPR実績 (実績等の新聞記事等の保存)

##### 11. 協議会会員及び会員所有林の動向把握

## 10. 管理方針

上川森林認証協議会は、持続可能な森林経営の確立に向けた森林管理計画のもと、S G E Cの森林管理基準及びその他の関連する要求事項に適合させた森林管理を実行し、認証を通じて地域の健全な社会、環境及び経済の実現を目指すとともに、この森林の管理システムを継続的

に改善していく。

なお、この方針は、地域関係者に周知するとともに、外部の求めに応じ開示することとする。

## 11. 環境方針

上川森林認証協議会では、SGEC持続可能な森林管理一要求事項を遵守した森林施業を通じて地球温暖化の防止、水土保全、生物多様性の保全などに努めるため、自らの環境面の知識を高めて、持続可能な森林経営を目指して、以下のとおり取り組みます。

1. 森林や環境保全に関する法令を厳守し、林業経営と環境保全の両立を目指します。
2. 森林資源を循環利用しながら適切な森林整備に取り組み、森林の多面的な機能の維持・向上を図ります。
3. 路網整備や各種施業の実施にあたっては、土壌及び水資源の保全に努めます。
4. 伐採は小面積分散型の施業に努めます。
5. 保護樹帯の設置、水辺林（河畔林）の保全など、動植物の生息・生育環境の保全に努めます。
6. 適切な森林整備に取り組み、森林の二酸化炭素を吸収する機能を高めるとともに、対象森林の循環利用を推進し、地球環境温暖化防止に貢献します。
7. 廃棄物ゼロを目指し、林地残材等の森林から産出される資源については、有効利用に努めます。
8. 施業の実施にあたっては、化石燃料の節減に努めるとともに、二酸化炭素、大気汚染物質や廃棄物の抑制に努め、廃棄物が出た場合は地域で定める方法により適切に処理します。
9. 森林病虫害防除にあたっては、生態的防除に努め、林業薬剤等を使用する場合は、適切な管理のもとで必要最低限の使用とします。
10. 森林巡視を実施し、持続的に森林の状況及び林内に生息・生育する動植物の把握に努めます。
11. 動植物のモニタリング調査や施業に当たって、貴重な動植物が発見された場合は、関係機関に連絡するとともにその保護の体制を整えます。
12. 調査研究・教育のため、地方自治体・研究機関等から協力要請があった場合は、可能な限り協力します。
13. 会員とともに生物多様性の保全に関する知識の習得、及び知識を生かした森林施業の実施に努めます。
14. 森林・林業教育を積極的に推進し、地域住民や子供達に持続可能な森林経営の普及・啓発に努めます。
15. 森林の管理状況や方法は、公開を原則とし、環境に配慮した木材を購入しようとする消費者に信頼される経営を目指します。
16. 純林として生態系を成してきた林分に外来種が侵入してきた場合、モニタリング等の実施によりその周囲の環境への影響を注意深く観察することに努めます。

## 12. 生物多様性の保全を考慮した施業指針

### 1. 生物多様性の保全を考慮した施業指針

施業の実施にあたっては、森林管理に関する法令、市町村森林整備計画及び森林経営計画の施業基準を遵守し、上川森林認証協議会（以下「協議会」という。）の森林づくり基本指針、環境方針を基本として行う。その中で生物多様性の保全、水土保持を常に意識し、森林環境への影響を検証しながら行う。

また、現場レベルでは「施業実施マニュアル」を作成し、従業員等への周知徹底を図っている。

### 2. 基本方針

各市町村森林整備計画に基づいた森林利用区分（森林づくり基本指針で設定）の、目的に応じた整備を実施する。

#### 【森林利用区分】

林種	発揮を期待する機能	目的	施業	管理方針
人 工 林	水源涵養機能	水源涵養林 (良質な水資源の安定供給を目的)	育成単層林施業 育成複層林施業 針広混交林施業	伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図り、環境への影響に配慮し、長伐期化・複層林化に努める。
	山地災害防止機能	山地災害防止林 (土砂の流出・崩壊の防備を目的)	育成単層林施業 育成複層林施業 針広混交林施業	裸地面積の縮小や裸地化を回避し、地形・地質等の条件に応じた施業を実施する。
	快適環境形成機能	生活環境保全林 (地域の快適な生活環境を形成)	育成単層林施業 育成複層林施業 針広混交林施業	地域の快適な生活環境保全のため、樹種の多様性の増進を基本とし、防風・防音などそれぞれの目的に有効な森林の構成を目指す。
	保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林 生物多様性保全ゾーン	育成単層林施業 育成複層林施業 針広混交林施業	景観の維持・形成、生物多様性の保全を図るため樹種の多様な施業を目指す。希少な野生生物の生息・生育に適した森林を目指す。
	木材等生産機能	木材等生産林 (木材生産を主目的とする。)	育成単層林施業	木材の持続的・安定的・効率的な供給を目指すため、施業の集団化・機械化による効率的な整備を目指す。
天 然 林	水源涵養機能	水源涵養林	育成天然林施業	受光伐を主体とした育成天然林施業によって天然更新を促し、不十分な場合は、更新補助作業などにより確実な更新を図る。
	山地災害防止機能	山地災害防止林	天然林施業	自然植生の維持を基本に、できる限り天然力を活用し、必要に応じ人為により機能向上を図る。
	快適環境形成機能	生活環境保全林	育成天然林施業	景観の維持を図りながら、育成天然林施業により被害などに対する抵抗力が高い森林整備を図る。
	保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林 生物多様性保全ゾーン	天然林施業	原生林やそれに近い天然林、及び生物多様性の保全上重要な天然林については、禁伐とする。
	木材等生産機能	木材等生産林	針広混交林施業	択伐を実施し、伐採箇所の縮小・分散化に努め、生育不良林分については、人工造林により確実な更新を図る。

### 3. 施 業 基 準

#### (1) 収 穫

##### ア. 主 伐

立木の伐採については、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、気候、地形、土壌等の自然条件、森林の資源構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等に十分留意して行う。

立木の伐期齢は、森林の有する公益的機能の増進と、林齢の平準化・資源構成の多様化を図るため、市町村森林整備計画の基準に基づくとともに、伐期の長期化、可能な箇所では複層林化を図るなど立地条件・生産目標に応じた伐採時期の多様化に努める。

立木の伐採方法等は次の通りとする。ただし、次の地域は、林地崩壊や立木被害、生態系の攪乱などにつながるおそれがあることから、保護樹林帯として伐採を控える。

(a) 天然林や造林木の健全な育成が困難な湿地、風衝地、岩石地等

(b) 土砂の流出や崩壊、洪水、水質汚濁などのおそれがある急傾斜地、石礫地、沢沿い等の水辺林

(c) 降雨時に表層崩壊が起こりやすい、頁岩等の上に薄い表層土壌がのっている急傾斜地

(d) 希少野生動植物の生息・生育地となっているなど、生物多様性の維持のため、特に重要な箇所

##### 【育成単層林施業】

主伐に当たっては、一箇所あたりの伐採面積は原則として 20 ha を超えないこととし、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採時期の長期化に努めます。伐採跡地が連続するような場合には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を間に確保し、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意することとする。

また、制限林については、地域森林計画書に定められた指定施業要件・施業方法の範囲内で実施し、目的に則した機能の確保を計るものとする。

また、木材等生産林にあつては、木材資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様な木材需要に対応できるよう、伐採時期の多様化・長期化を図り生産目標に応じた林齢で伐採する。

##### 【育成複層林施業】

主伐に当たっては、複層状態の森林に誘導する観点から、択伐を基本とし、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構成等を勘案して行い、下層木に十分な光があたるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行う。

また、まとまりを持った伐採を行う場合は、帯状に伐採するなど適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。

伐採後に人工造林を行う場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するため、伐採率はおおむね 30～50% を基準とし、天然更新を前提とする場合は、母樹の保存、種子の結実状況、天然幼稚樹の生育状況等を勘案して伐採するものとする。

なお、水源涵養林にあつては、公益的機能の維持増進を図る観点から、森林の齢級構成、林道の整備状況等地域の実情等に応じて育成天然林施業を積極的に推進する。

##### 【天然生林施業】

伐採にあたっては、自然植生の維持を基本とし、母樹の保存、種子の結実状況、天然幼稚樹の生育状況等を勘案して行う。

天然林においては、自然景観や地域住民の生活環境等に与える影響を最小限にするため、大面積による伐採を避けることとし、確実な天然更新を促すため保護樹林帯を残す。

なお、生活環境保全林及び保健・文化機能等維持林で自然環境の保全を最も重視する森林にあっては、野生生物の生息地の減少及び分断を防ぐため、周辺の森林も含めた広域的な観点から森林の連続性と野生生物との共存に配慮した回廊状の森林の確保を図る。

#### 【その他伐採に関する留意事項】

- (a) 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害などの各種被害の防止に配慮すべき箇所においては、1箇所当たりの伐採面積の規模を極力縮小するとともに伐採箇所の分散に配慮し、必要に応じて保護樹林帯を残すよう努める。
- (b) 河川及び湖沼周辺の生態系の維持及び降雨等による立木被害の防止を図るため、水辺林は極力伐採を控え残置するよう努める。
- (c) 伐採時に発生する枝条等については、適切に判断するものとし、河川の増水等による流木被害の一要因とならないよう十分留意する。
- (d) 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保全に配慮する。

#### イ. 間伐

間伐については、林木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図る観点から、市町村森林整備計画及び森林経営計画で定められた間伐を実施すべき標準的な林齢及び方法に従って行う。

育成単層林における間伐は、林木の生育の促進及び健全化を図るため、林冠がうっ閉して林木相互の競合が生じ始めたときを開始時期とし、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うものとする。

育成複層林における間伐は、適正な林分構造が維持されるよう、下層木の成長に伴い適切な受光伐を繰り返し行い、下木の成長を促す。

また、針葉樹から針広混交林へ誘導する森林においては、広葉樹の侵入・成長を促すよう適時適切な間伐・受光伐を行う。

#### ウ. 集運材

集運材にあっては、近隣の水資源や土砂流出防止などへの影響を考慮し、地表面の保護・流出防止、水源の保全に努める。

常に安全で効率的な作業を行うことで、機械の排気による大気汚染を軽減する。

なお、燃料等油類の漏出は、環境への影響が大きいことから、作業現場での長期にわたる油類の貯蔵は行わないものとする。

#### (2) 造林

人工造林の対象樹種は、適地適木を基本とし、気候・地形・土壌などの自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況、地域における造林種苗動向及び木材利用状況等を勘案し、慎重に選定する。

また、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、深根性で根系の支持力が大きい樹種の選定・育成に考慮するものとし、育成複層林への誘導林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定する。

人工造林においては、原則として伐採の終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を図るものとし、的確な更新により、裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽する。

造林に際しては、寒風害等の気象害及び病虫獣害等の発生状況を考慮し、保護木・保護樹林帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の造成に配慮して行う。

地拵は、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで全刈、又は筋刈により行う。また、地表面を守るため、なるべく表土を剥がさないように配慮する。

植栽時期は春又は秋植えとするが、乾燥時期を避け、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行う。

植栽本数は、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に、本数の低減について検討する。

なお、植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計も併せて検討する。

植栽後は、巡視等により根付かなかった苗木が確認された場合は、速やかに新たな苗木を補植する。

### (3) 保 育

樹木の生育の促進及び健全化を図るため、市町村森林整備計画及び森林経営計画の基準に従い、保育の標準的な方法について定める。

#### ア. 下 刈

下刈は局地的気象条件、植生の繁茂状況に応じて適切な時期及び作業方法により行う。その終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

#### イ. 除伐・間伐

除伐は主として、不良木・損傷木等樹勢に欠点のある林木の除去、並びにつる切りとする。

また、目的樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存・育成するものとする。

また、間伐や枝打ち等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図る。

なお、間伐等による伐倒木や林地残材は、病虫害獣の発生及び河川に流出するおそれがある場合は、林外に搬出するなど、適切な処理に努める。

## 4. 保護樹林帯・水辺林

尾根筋及び沢沿いには、これまでも天然林を残してきているが、今後も、水土保持と生物多様性保全の観点から、尾根筋の保護樹林帯及び沢筋等の水辺林を極力残していく。

なお、保護樹林帯の幅は、おおむね樹高（20m）以上は確保するものとする。

## 5. 保護上重要な動植物の保護

北海道のレッドデータブック（RDB）を参考に、地域・流域における保護上重要な動植物（絶滅危機種、絶滅危惧種、絶滅危急種、希少種）の把握に努めるとともに、会員や業者に対する生物多様性に関する研修の機会を設ける。

また、「森林巡視実施要領」に基づき、巡視を実施し、管理山林や周囲に生息・生育する動植物の把握及び記録に努める。

もし、RDB種等の重要種が生息・生育することが確認された場合は、行政機関に連絡し、専門家の意見を聞いた上で、必要な保護対策を行う。

なお、森林巡視は、施業計画の検証、保護樹林帯や水辺林の保全、病虫害の発生状況、森

林の伐採、土地の形状変更等の監視にもつながることから、現場班長にも巡視の協力を仰ぐこととする。

## 6. 林道・作業道

林道・作業道の新設にあたっては、

- ①作業道等開設マニュアルを遵守する。
- ②作業道は切り土法面の低い施工に努める。
- ③構築物には可能な限り間伐材等の木質系資材を有効利用し、小動物の生育・繁殖を妨げないように努める。
- ④盛土及び残土については、特に川に流れ込まないように適切に処理する。

## 7. 病虫獣害対策

### ・病虫害

施業の実施にあたっては、生物多様性の保全、水土保持の観点から、健全な森林の育成に努め、病虫害の発生の抑制に努める。

原則として林業薬剤は使用しないが、今後、広域の植生に異常をもたらすような病虫害が発生した場合は、「林業薬剤管理マニュアル」に従い、適切な管理のもと、最少限の使用とする。

### ・獣害

やむを得ず薬剤を使用する場合は、「林業薬剤管理マニュアル」に従い適切な管理のもと最小限の使用とする。今後、より生態系保全に配慮した対策があれば積極的に試行していく。

また、行政や研究機関などからモニタリング調査の協力依頼があれば積極的に協力する。

## 13. 経営方針

協議会では、地域として森林認証に一元的に取り組むに当って、「森林づくり基本指針」を策定し、地域にふさわしい持続可能な森林経営を実現することを目的としている。

また、森林認証制度の周知啓蒙と管理計画を公開して森林認証制度の活用と管理情報の公開、教育研修の充実と森林・林業教育の推進を図り、協議会員が一体となって「持続可能な森林の管理・経営」に取り組むため、会員及び地域林業従事者に対する生物多様性の保全などに係る研修を充実させ、森林管理レベルの向上を図るものとする。

それにくわえ、「人権の尊重及び保健、安全と労働に関する法令等の遵守宣言」では、世界人権宣言が定める人権の尊重やILO基本条約及び国内労働関係法令、SGEC認証規格が定める要求事項を遵守して、雇用における機会均等と差別待遇の禁止、職場におけるハラスメントの禁止、性（ジェンダー）の平等の促進などに努める事とする。

なお、北海道において、森林はアイヌの人々の生活や文化、慣習等と密接に関係していることから、「アイヌFPIC実施要領」により、森林認証の管理にあたっては、アイヌの人々に対する影響を把握し、関係する場所の保全等に十分な配慮をしながら進める必要があることから、森林管理によって影響を受けるアイヌの人々の意見・要望等を把握し、その具体的要望を可能な限り反映させた森林管理を行うこととする。

## 14. 地域との連携・貢献

上川森林認証協議会は上川総合振興局管内の広大な森林資源を背景に、市町村及び森林組合が率先して行う私有林認証の取得推進を契機として、林業経営に関心が薄い所有者層に対して、自己所有森林を再認識する機会を創出し、森林管理の推進と施業促進の起爆剤とし、地域森林・林業のレベルアップを図ることが大きな目的としている。

当協議会では、より多くの事業者が認証材を取扱い可能とするため、地域内の製材工場や素材生産業者、流通業者等に対し「COC認証」取得を働きかけた結果、現在は75会員が加入して、認証材の安定供給体制を整備することが出来ました。地域材の活用をさらに高めることにより、この地域の活性化につながることを期待するところである。

また、地域社会において文化的、歴史的に重要と評価されている遺跡や地域住民に親しまれ郷土のシンボルとなっている森林、及び、地域住民に親しまれている巨樹・巨木、学術的に評価の高い森林などは適切に保存していく考えである。

## 15. 森林・環境教育

森林・環境教育の取組みとして、行政や森林組合が主催する「植樹祭」、「育樹祭」、「地材地消バスツアー」などのイベントに共催し、地域森林の大切さや地域材の地産地消のPRを行っている。

※令和元年5月一部修正

※令和2年6月一部修正

※令和2年10月一部修正

※令和3年3月一部修正

※令和5年3月一部修正

※令和6年5月一部修正